

## 新たな財源の確保に向けた調査、検討について

### 1. 趣旨及び背景

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行により行政ニーズの多様化等、自治体を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、地域の経済や産業はもとより、税収入の減少や社会保障費の増大など、財政面でも大きな影響を与えています。

このような状況において、市民の皆さんが生きがいを持ちながら、安心・安全に暮らせる持続可能な名張市をつくるために、また、将来世代に継承していくために必要となる財源の確保は、自立的・主体的に市政運営を進めるための基盤であり、重要な要素となります。

本市では、こうした状況に対応するため、2024（令和6）年度に2032（令和14）年度までを計画期間とした名張市行財政改革プラン（以下「行財政改革プラン」といいます。）を策定し、特に、2029（令和11）年度までを行財政基盤強化期間と定め、行財政基盤の強化に向けて集中的に取り組むこととしています。

行財政改革プランに基づく財源確保の取組に当たっては、「新たな財源の確保ワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」といいます。）を設置し、行財政基盤強化期間における財政健全化に向けた取組として、課税自主権の活用や使用料・手数料の見直しなどの財源確保に向けた調査、検討を行いました。

### 2. 本ワーキンググループによる調査、検討について

#### （1）市税による自主財源の確保

##### ア. 市税の概要及び現状

本市の市税等の概要及び収入額の推移は、次の表のとおりです。

<表1：市税等の概要（令和5年4月1日現在）>

税目	標準税率	制限税率	本市の状況
普通税			
個人市民税 (均等割)	3,000円	無	標準税率
個人市民税 (所得割)	6.0%	無	標準税率
法人市民税 (均等割)	法人区分による9段階で個別に規定	各区分の標準税率の1.2倍	標準税率
法人市民税 (法人税割)	6.0%	8.4%	超過課税（制限税率まで）
固定資産税	1.4%	無	超過課税（都市振興税として0.3%上乗せ）

軽自動車税	車種ごとに規定	標準税率の1.5倍	標準税率
市たばこ税	一定税率	無	法定税率
目的税			
入湯税	150円	無	標準税率（入湯料金が1,000円以下の鉱泉浴場に入湯する者は非課税）

（出典）「地方税制度」総務省ウェブサイト

<表2：市税収入額の推移（単位：百万円、%）>

税目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
普通税										
個人市民税	3,874	38.0	3,875	38.1	3,869	38.7	3,735	37.9	3,739	37.0
法人市民税	835	8.2	744	7.3	519	5.2	571	5.8	731	7.2
（市民税）計	4,709	46.2	4,619	45.4	4,388	43.9	4,306	43.7	4,470	44.3
固定資産税	4,837	47.4	4,887	48.0	4,928	49.4	4,831	49.1	4,887	48.4
軽自動車税	222	2.2	232	2.3	243	2.4	254	2.6	266	2.6
市たばこ税	434	4.3	440	4.3	426	4.3	452	4.6	478	4.7
目的税										
入湯税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	10,202	100.0	10,179	100.0	9,985	100.0	9,843	100.0	10,101	100.0

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

## イ. 市税による自主財源の確保に向けた検討

今後、更なる人口減少が進む見通しの中で、自治体が持続的に行政サービスを提供しながら新たな行政ニーズにも対応するためには、国県補助金等の特定財源のみならず、自主財源の確保が重要となります。さらに、社会保障費をはじめとする行政需要が拡大し、かつ地域特性から生じる独自の行政需要に適時適切に対応していくためには、地方税法で認められている課税自主権を活用した財源確保を検討していく必要があります。

今回、市税による自主財源の確保について、「超過課税の実施」、「法定税で一部目的税の課税」及び「法定外税の新設」の三つの観点等から検討を行いました。

### （ア）超過課税の実施

自治体が設定できる税率は、地方税法において「標準税率」、「制限税率」、

「一定税率」及び「任意税率」の四つの区分が規定されており、一定税率に該当する税目を除いては、条例の定めるところにより税率を定めることができます。

税率は、税目によって異なり、個人市民税及び固定資産税は標準税率のみが、法人市民税は標準税率と制限税率が定められています。個人市民税、法人市民税及び固定資産税の3税目については、一定税率とはなっていないため、これらについて超過課税を実施することが可能となっています。

<表3 税率の種類>

種類	概要	税目	
		道府県税	市町村税
一定税率	自治体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率	道府県民税（利子割）、道府県民税（配当割）、道府県民税（株式等譲渡所得割）、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税	市町村たばこ税、特別土地保有税、事業所税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割）、事業税（個人、法人）、ゴルフ場利用税、自動車税	市町村民税（法人 均等割）、市町村民税（法人 法人税割）、軽自動車税、鉦産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割）、道府県民税（個人 所得割）、道府県民税（法人 均等割）、不動産取得税、固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割）、市町村民税（個人 所得割）、固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税、共同施設税、宅地開発税
その他			入湯税

(出典) 「地方税制度」総務省ウェブサイト

a. 超過課税を実施する際の条件

超過課税を実施する条件として、地方税法では「その財政上その他の必要がある場合」と規定されています。財政運営上必要である場合のほか、一定の政策目

的を達成するために必要である場合も認められており、税率についても一定の裁量権が認められています。なお、税率を変更するに当たっての主な留意点は、次のとおりです。

<主な留意点>

地方税法第314条の3第1項及び第350条第2項、地方財政法第5条の4第4項の規定から、次のような留意点があります。

- ・税率変更自体について、地方税法上の制約がある場合がある。

個人市民税における所得割の税率を変更する際は「一つの税率」とし、例えば、所得水準に応じた複数の税率を設けることは許されていません。

また、固定資産税においては、土地、家屋、償却資産の区分別に異なる税率を採用しての超過課税は認められていない上、当該市町村の固定資産税の課税標準の総額に対し3分の2を超えるような課税標準を有する一つの納税義務者がいた場合、1.7%を超える税率を採用する際は、議会において当該納税義務者の意見を聴くこととされています。

- ・地方債の発行との関係

普通税に係る税率を標準税率未満とした場合は、公共施設又は公用施設の建築事業費等のための地方債の発行について、総務大臣又は知事の許可が必要となります。

b. 全国の超過課税の状況

令和4年度決算で超過課税を実施している全国の市町村の数は、表4-1のとおり、市町村民税の個人均等割で2団体（横浜市、神戸市）、所得割で1団体（豊岡市）、法人均等割で390団体、法人税割で1,014団体、固定資産税で151団体となっており、全国的に法人市町村民税について超過課税を実施している団体が多い状況です。

<表4-1：超過課税の概要（令和5年4月1日現在）>

税目	超過課税	
	県内市町の状況	全国市町村の状況
普通税		
個人市民税 (均等割)		2団体（横浜市、神戸市）
個人市民税 (所得割)		1団体（豊岡市）
法人市民税		390団体

(均等割)		
法人市民税 (法人税割)	6 団体 (津市、四日市市、鈴鹿市、 名張市、尾鷲市、菰野町)	1,014 団体
固定資産税	1 団体 (名張市)	150 団体
軽自動車税		14 団体
目的税		
入湯税	1 団体 (桑名市)	12 団体

(出典) 「地方税制度」 総務省ウェブサイト

<表 4-2 超過課税の状況 (単位: 百万円) >

税目		平成30年度決算		令和4年度決算	
		団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県税					
道府県 民税	個人均等割	37	24,619	37	25,089
	所得割	1	2,731	1	2,935
	法人均等割	35	10,397	35	10,530
	法人税割	46	134,251	46	156,650
法人事業税		8	159,570	8	192,360
自動車税		—	—	—	—
道府県税計		—	331,569	—	387,564
市町村税					
市町村 民税	個人均等割	2	1,712	2	2,083
	所得割	2	51	1	57
	法人均等割	384	16,335	390	17,205
	法人税割	991	317,180	1,015	379,852
固定資産税		155	35,175	151	35,914
軽自動車税		17	436	14	189
鉱産税		9	8	30	6
入湯税		3	33	12	340
市町村税計		—	370,930	—	435,648
超過課税合計		—	702,499	—	823,212

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

### c. 各税目における超過課税の導入に向けた検討

新たな税目を導入しようとした場合、事務量の増加やシステム改修経費等の負担が生じます。一方、超過課税を導入する場合は、既存の税目の税率の変更を行うのみであるため、大規模なシステム改修を伴わずに対応することが可能となります。

また、人口減少社会における行政サービスを維持する観点では、目的税ではなく普通税における超過課税とした方が、幅広い用途に対応することができます。

#### (a) 個人市民税

##### (均等割)

全ての納税義務者に賦課され、行政サービスが広く享受されることに鑑みると公平性が担保される一方、相対的に低所得の市民にとって負担が大きくなります。

#### (b) 法人市民税

全国の市町村で超過課税を実施している団体が最も多いのが、法人市民税の法人税割で、次に多いのが法人市民税の均等割です。

##### (均等割)

法人市民税の均等割は、資本規模と従業者数を基に算定されます。しかし、事業損益に関係なく課税されるため、相対的に経営が小規模の事業者にとって負担が大きくなります。

##### (法人税割)

法人市民税の法人税割における超過課税は、本市では制限税率（6.0% → 8.4%）まで導入済みです。

#### (c) 固定資産税

地方税原則の「応益性」、「安定性」を有しており、市民税とともに市の財政を支える基幹税目です。いわゆる普通税として税法上の用途の制限はないものの、子育て環境の整備や防災対策の強化など一定の政策目的を具体的な行政サービスとして示すことで、市民の理解を得る必要があります。

本市では、平成28年度から令和5年度まで、固定資産税の標準税率1.4%に0.3%を上乗せする「都市振興税」を導入しました。再度賦課する場合、財源の用途などを明確に示す中で、十分な行財政改革の取組等を進めた上で導入すべきであると考えます。

また、令和5年12月に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法に

より、特定空家に加えて、同法の規定により勧告を行った管理不全空家についても固定資産税の住宅用地の特例の対象外とすることとなりました。

#### (d) 軽自動車税

軽自動車の保有台数は年々増加しています。一方、令和7年11月からの排ガス規制に伴い、50cc以下の原動機付自転車の生産が終了されることが予想され、これに伴う減収分が軽自動車税全体にどのような影響があるか見込めないため、その対応も必要になると考えます。

#### (e) 入湯税

本市では、目的税である入湯税の課税自治体となっていますが、条例により「入湯料金が1,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以下の鉱泉浴場に入湯する者」は非課税として規定しており、現状として入湯税の収入はない状況です。

当該規定を設けていなかった過去は、1年につき200万円程度の収入実績があり、環境衛生施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興等の効果的な財源になることが考えられます。他の市町村での事例としては、日帰り利用客と宿泊を伴う利用客との間で税率を変える方法や、日帰り利用客は健康増進の観点から賦課せず、宿泊客については別途導入を検討する宿泊税と合わせて賦課するなどの方法が考えられます。

#### d. 超過課税の税率

地方税法に定められた制限税率の範囲内で、標準税率を超えて課税する超過課税の税率は、自治体が条例により規定することができます。

本市において、平成28年度から令和5年度までに導入した、固定資産税の標準税率1.4%に0.3%を上乗せする「都市振興税」のように、一定の率を一定の期間課税する方法がある一方、財政収支に応じて税率を見直す収支連動型とすることも考えられます。ただし、収支連動型の超過課税の税率を導入した場合、財政見通しが予測できなくなることに加え、市民への説明や事務手続の煩雑さ、システム改修経費や印刷物刷新に要する経費の増大が見込まれることから、年度ごとではなく、3～5年ごとの見直しが妥当と考えます。

#### (イ) 法定税で一部目的税の課税

地方税法第5条第2項及び第6項では、市町村が課する、又は課することができる税目として、次のとおり規定されています。

<課する税目>

(普通税)

市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税

(目的税)

入湯税（鉱泉浴場所在の市町村）、事業所税（指定都市等）

<課することができる税目>

(目的税)

都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税

a. 課することができる税目の導入に向けた検討

地方税法第5条第6項では、課することができる税目として、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税が規定されています。これらの税目のうち都市計画税について、本市における課税が可能かどうかの検討を行いました。

b. 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税します。都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられています。

(a) 都市計画税の課税客体

本市の場合、市域全域を都市計画区域としており、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めていません（区域区分が定められていない都市計画区域のことを以下「非線引き」といいます。）。地方税法第702条第1項の規定から、都市計画区域の全部又は都市計画区域の一部の区域で条例で定める区域において都市計画税を課することができますが、同じ非線引きの自治体では、栃木県日光市、千葉県東金市、福井県小浜市、長野県御代田町、岐阜県関市において、農業振興地域の整備に関する法律によって設定された農用地区域については、都市計画税の課税客体から除外しています。

これは、都市計画税の課税客体が、まずは市街化区域とされているところ、非線引きの場合は、農業振興地域を含むこととなり、都市計画事業又は土地区画整理事業を用途とする都市計画税の趣旨と土地利用が相反することとなるた

め、条例により農業振興地域を課税客体から除外しているものと推察します。

本市においても、都市計画税を導入する場合は、課税客体として農業振興地域を除く必要があると考えます。

(b) 他自治体における課税状況

令和5年4月1日現在、都市計画税を課税している団体は全国で642団体です。全国の市町村総数は1,719団体（特別区は1団体として計上）であるため、全体で約3分の1の市町村が課税をしていることになります。

県内では9団体が都市計画税を課税しています。伊勢市においては、市街化区域を設定していない都市計画区域内で都市計画税を課税しており、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定める農用地区域を除く土地及び家屋を課税対象としています。

<表5：都市計画税の課税状況（令和5年4月1日現在）>

県内各市の状況（税率）		全国市町村の状況
都市計画税	市街化区域	
課税している	設定している (線引き)	642団体 (市：529団体 区：1団体※ ※特別区は、都が都税として課税しています。 町：111団体 村：1団体（東海村）)
	設定していない (非線引き)	
課税していない		

(出典) 三重県開発許可制度事務ハンドブック、全国例規集、「令和5年度 市町村交付金及び都市計画税に関する調」総務省ウェブサイト

### (c) 都市計画税の用途

都市計画税は目的税に当たるため、その用途は都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に限定されることとなります。都市計画事業とは、都市計画法第4条第15項及び第59条第1項の規定から、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいいます。都道府県知事の認可を受けずに事業を実施する場合、都市計画税の税収を充当することはできません。

また、都市計画税の用途は、都市計画事業として認可された都市計画施設の新設、改修又は更新に限定され、施設の保守・点検又は清掃等の維持管理費はその範囲には含まれません。

本市において、都市計画事業等は完了しており、現時点で都市計画税を充当することができるのは、過去の下水道事業における起債償還金に限定されます。今後、都市計画事業等を実施する予定があれば、基金等を設置して賦課することも考えられますが、都市計画事業が完了している現状で、都市計画税を導入するにはその用途について市民の理解を得る説明が必要となります。

なお、下水道事業における起債償還金を用途に都市計画税を導入した場合、下水道事業における受益者負担金と二重負担になるのではないかという議論が生じることが懸念されます。なお、都市計画区域にない施設（本市の場合、伊賀南部クリーンセンター）には、充当することができません。

### (d) 都市計画税の導入に係る経費及び事務負担

課税客体として農業振興地域を除く場合、農業振興地域は地番ではなく図面で管理している現状から、農業振興地域を除く課税客体を確定する必要があります。

また、農業振興地域を整理する上で、都市計画法における用途地域との重複は許されず、用途地域についても図面で管理している現状から、市域全域における点検、整理には人的資源の投入や調査委託等の費用負担のほか、3～4年程度の期間を要すると推測されます。

なお、課税客体は都市計画区域内に所在する土地及び家屋であり、その課税標準額の算定方法や納税義務者等は、固定資産税と相似するものの、システム改修費用や新たな事務負担が生じます。

### (ウ) 法定外税の新設

地方税法第5条第3項及び第7項では、市町村は別に税目を起こして、普通税や目的税を課することができる旨が規定されています。

#### <法定外普通税>

税収を必要とする財政需要を充足するために課することができるもの

#### <法定外目的税>

条例で定める特定の費用に充てるため課することができるもの

法定外税の導入については、地方税法第671条及び第733条の規定から、課税客体、課税標準、税率等を市町村が独自に決定し、その新設又は変更について、総務大臣に協議して同意を得なければならないとされており、総務大臣の同意を得るためには、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」及び「国の経済政策に照らして適当でないこと」のいずれにも該当しないことが条件とされています。このため、新税の導入には、総務省との協議や条例の整備等で準備に相当の期間を要すると推測します。

また、新たに法定外税を創設するに当たって、主な税源は既に法定税目として課税されていることが多く、全国的にも法定外税の導入は少ない状況です。本市においても新たな課税客体を見出すことは困難であると考えます。

#### a. 法定外普通税の導入に向けた検討

地方税法第5条第3項では、市町村は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税を除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができることとされており、狭小住戸集合住宅税等について、本市における課税が可能かどうかの検討を行いました。

狭小住戸は、集合住宅における1住戸の専用面積が30平方メートル未満のものであり、本市では、名張市立地適正化計画において居住誘導区域外における3戸以上の住宅に係る開発行為や建築等行為は届出制度の対象としています。移住定住施策として空き家バンクの活用を推進していることから、課税対象を新築や増改築等の物件に限定することで集合住宅の建築等に対する抑制効果が期待できます。

参考として、本市における令和3年度から令和5年度までの狭小住戸集合住宅の新築物件の実績を以下に示すとともに、全国市町村における法定外普通税の採用状況を下表に示します。

・令和3年度	建築実績2棟（10戸、9戸）	課税対象戸数19戸
・令和4年度	建築実績2棟（25戸、14戸）	課税対象戸数39戸
・令和5年度	建築実績1棟（27戸）	課税対象戸数27戸

<表6 全国市町村の法定外普通税の採用状況（単位：百万円）>

税目	団体名	課税客体・税率	令和4年度 決算額
別荘等所有税	熱海市	別荘等の所有 ・650円/m <sup>2</sup>	529
歴史と文化の環境税	太宰府市	有料駐車場に駐車する行為 ・二輪車 50円 ・乗車定員10人以下の自動車100円 ・乗車定員10人超29人以下の自動車300円 ・乗車定員29人超の自動車500円	63
使用済核燃料税	薩摩川内市	使用済核燃料の貯蔵 ・270,000円/体	523
使用済核燃料税	伊方町	使用済核燃料の貯蔵 ・550円/kg	406
使用済核燃料税	柏崎市	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ・620円/kg ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料	747
狭小住戸集合住宅税	豊島区	豊島区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等 ・1戸につき50万円	262
空港連絡橋利用税	泉佐野市	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為 ・1往復につき100円	267
宮島訪問税	廿日市市	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為 ・1人1回につき100円 ・1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	徴収開始日は R5.10.1 (平年度見込額300)

(出典) 「法定外税の実施状況（令和4年度）」総務省ウェブサイト

#### b. 法定外目的税の導入に向けた検討

地方税法第5条第7項では、市町村は、入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税を除くほか、別に税目を起こして目的税を課することができることとされており、宿泊税等について、本市における課税が可能かどうかの検討を行いました。

全国的に宿泊税導入の検討がされており、本市では観光戦略との整合や施策と連動した検討が必要です。また、検討に当たっては、課税客体とする宿泊施設としてビジネスホテルを含むのか、県内市町の動向を踏まえた検討が必要です。

なお、全国の市町村における法定外目的税の導入状況を下表に示します。

<表7 全国市町村の法定外目的税の導入状況（単位：百万円）>

税目	団体名	課税客体・税率	令和4年度 決算額
遊漁税	富士河口湖町	河口湖での遊漁行為 ・ 1人1日 200円	9
環境未来税	北九州市	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分 ・ 1,000円/t	1,147
使用済核燃料税	玄海町	使用済核燃料の貯蔵 ・ 550円/kg	483
環境協力税	伊是名村	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為 ・ 1回の入域につき100円	4
環境協力税	伊平屋村	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為 ・ 1回の入域につき100円	3
環境協力税	渡嘉敷村	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為 ・ 1回の入域につき100円	10
美ら島税	座間味村	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為 ・ 1回の入域につき100円	9
宿泊税	京都市	旅館業法に規定する旅館業を営む施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為 ・ 1人1泊について宿泊料金が2万円未満 200円 ・ 2万円以上5万円未満 500円 ・ 5万円以上 1,000円	3,046
宿泊税	金沢市	旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所への宿泊行為 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為 ・ 1人1泊について宿泊料金が2万円未満 200円 ・ 2万円以上 500円	782
宿泊税	倶知安町	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・ 宿泊料金の2%	244
宿泊税	福岡市	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係	1,915

		る住宅への宿泊行為 ・1人1泊について、宿泊料金が2万円未満 150円 ・2万円以上 450円	
宿泊税	北九州市	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業） を営む施設・国家戦略特別区域法の認定事業 （特区民泊）を行う施設 住宅宿泊事業を営む施設 ・1人1泊につき150円	330
宿泊税	長崎市	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易 宿所営業に係る施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係 る住宅への宿泊行為 ・1人1泊について宿泊料金が1万円未満 100円 ・1万円以上2万円未満 200円 ・2万円以上 500円	徴収開始日 はR5.4. 1（平年度 見込額44 0）

（出典）「法定外税の実施状況（令和4年度）」総務省ウェブサイト

#### ウ. 市税による自主財源の確保に関するまとめ

本市における市税による自主財源の確保に向けて、「超過課税の実施」、「法定税で一部目的税の課税」及び「法定外税の新設」の観点から検討を行った内容は、下表のとおりです。

<表8 市税による自主財源の確保に関するまとめ>

税目 [自主財源確保の視点]		課税客体 (税の対象)	仮定条件	見込額 (百万円)	備考	
法定税	普通税	個人市民税(均等割) [超過課税の実施]	市民 39,600人	3,000円 →4,000円 (制限税率なし)	39.6	・全ての納税義務者に賦課されるため公平性が担保される。 ・相対的に低所得者層において負担が大きい。
		法人市民税(均等割) [超過課税の実施]	法人 2,350社	標準税率の 1.2倍 (制限税率)	37.5	・資本規模と従業者数を基に算定
		固定資産税 [超過課税の実施]	土地、家屋、償却資産所有者 36,127人	1.4% →1.7% (制限税率なし)	852.2	・平成28年度～令和5年度で都市振興税として実施

		軽自動車税 [超過課税の実施]	軽自動車等 32,878台	標準税率の 1.5倍 (制限税率)	132.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車の保有台数は年々増加</li> <li>普通自動車税と税額が大きく異なる。</li> <li>令和7年11月から排ガス規制に伴い50cc以下の原動機付自転車生産終了のため減収が見込まれる。</li> </ul>
		入湯税 [免税点、課税客体の見直し]	入湯客 26.9万人	1人1日につき 150円	40.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興の効果的な財源</li> <li>現在は1,000円以下非課税</li> <li>宿泊税と併せた検討が必要</li> </ul>
	目的税	都市計画税 [法定税で一部目的税の課税]	都市計画区域における土地・家屋所有者	0.3% (制限税率)	※農業振興地域を除く課税客体を確定できないため算定不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域が都市計画区域であり賦課可能</li> <li>農業振興地域を除く課税客体を確定するために相当の期間、費用を要する。</li> <li>現在充当できるのは下水道事業の起債償還金のみ。</li> <li>都市計画区域にない施設整備には充当できない。</li> </ul>
法定外税	普通税	狭小住戸集合住宅税 [法定外税の新設]	狭小住戸を有する集合住宅の建築等(8戸以下は非課税)	1戸につき 50万円	14.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>名張市立地適正化計画における集合住宅の建築等行為の抑制と整合</li> <li>移住定住施策として空き家の利活用促進</li> <li>新築や増改築等の物件を対象とする。</li> <li>法定外税の新設には総務省との協議を要する。</li> </ul>
	目的税	宿泊税 [法定外税の新設]	宿泊客 8万人	1人1泊につき 200円	16.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に導入が検討</li> <li>観光戦略との連携が必要</li> <li>ビジネスホテルを含むかなど県内動向を見据えることが必</li> </ul>

						要 ・法定外税の新設には総務省との協議を要する。
--	--	--	--	--	--	-----------------------------

(2) 使用料及び手数料の見直し

自治体が行政サービスを提供するためには多額の経費を要しており、そこには多くの税財源等が充てられています。その中でも、特定の者に利益を生じさせる特定行政サービスの提供のために必要な経費については、当該サービスの性質並びに市民全体の負担の公平性及び近隣自治体との均衡といった観点を踏まえつつ、受益者負担の原則に基づく適正な負担を求める必要があります。本市の「使用料及び手数料等の適正な見直し方針」では、使用料及び手数料の定期的な見直し等について、原則として5年に1回程度行うこととしており、令和6年度及び令和7年度の期間で見直しを進めます。

ア. 使用料の見直し

使用料の見直しに当たり、施設ごとに必要となる維持補修費、物件費（光熱水費、委託料、賃借料等）及び人件費に加え、起債償還金等を含めた減価償却費相当額を計上した上で原価計算を行い、性質別受益者負担割合により算定することとします。

<算定例> 使用料 = 原価 × 性質別受益者負担割合

維持補修費＋物件費＋人件費＋減価償却費相当額（起債償還金等を含みます。）

対象とする施設の「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」などのサービスの性質（公共性の強弱）により、決定された受益者と公費の負担割合

イ. 手数料の見直し

(ア) 情報公開に係る手数料

総務省の情報公開法の制度運営に関する検討会において、開示手数料の額について検討されています。本市においても様々な部局で複写手数料を求めていることから、事務コストを含めた見直しの検討が必要です。

(イ) コンビニエンスストアの多機能端末における証明書交付サービスへの誘導

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに係る委託手数料として、市

として1件当たり117円の費用負担が生じています。庁舎における窓口交付の場合、条例で定める300円が全額歳入となる一方、そこには、事務手続に係る人件費等を要しています。

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスの利用にはマイナンバーカードが必要となりますが、身近なところで、いつでも交付が可能であることは、市民の利便性の向上につながり、職員の事務負担軽減も図れることから、積極的な案内や窓口交付での手数料と差を付けるなどしてコンビニエンスストアにおける交付へ誘導することが考えられます。

#### (ウ) 督促手数料の廃止の検討

督促状を発行した場合の手数料として、督促手数料を徴収していますが、問合せの対応や徴収のために経費を要している面があります。督促事務の業務量を軽減し、他の徴収事務に充てることで、事務の効率化と更なる徴収率の向上を図ることができないかなど、督促手数料の廃止も含めて検討する必要があります。なお、他の市町村においては、主に以下の理由によって市税、保険料、使用料等に係る督促手数料を廃止しています。

##### <他自治体における督促手数料廃止の理由>

- ・督促状の発送にあたり人件費、印刷代、郵送代などの費用が生じているため。
- ・問合せ対応を含めて、督促手数料以上のコストを要しているため。
- ・督促手数料に係る対応をなくすことで、他の徴収事務に専念できるため。

なお、本市の市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料における督促手数料に係る収入額の推移を次表に示します。

<表9 督促手数料収入額の推移(単位:千円、%)>

税・保険料	1件当たり 督促手数料 (現年度)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
市税	100円	1,626	64.9	1,595	63.1	1,625	64.4
国民健康保険税	100円	681	27.2	724	28.6	693	27.5
介護保険料	100円	127	5.1	112	4.4	96	3.8
後期高齢者医療 保険料	100円	71	2.8	97	3.8	109	4.3
合 計		2,504	100.0	2,528	100.0	2,523	100.0

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

### (3) 財源の確保に向けたその他の取組

財政負担の軽減を目的として、市税、使用料及び手数料以外の財源確保に向けた検討が必要です。

名張市総合計画「なばり新時代戦略」の推進に向けた行財政改革の取組として、行財政改革プランでは、人口減少社会における持続可能な財政基盤の構築として、歳入確保と新たな財源の創出に取り組むこととしています。

行政サービスにおける利用者負担金の見直しや財団等助成金の最大活用、クラウドファンディングの積極的活用等について、具体的な方針や目標、行動計画を作成して対応することとしています。

#### ア. クラウドファンディングの積極的活用

クラウドファンディングは、財源確保のみならず、市政への参加意識の醸成、市への愛着につながることを期待できます。

#### イ. ネーミングライツ活用施設の拡充

ネーミングライツの活用に向けたマニュアルの策定や庁内周知など、全庁的な取組として推進する必要があります。

#### ウ. 占用料等の改定

条例で定める占用料等について、市で独自に金額の見直しをすることが可能ですが、負担の公平性や周辺自治体との均衡等の状況を勘案して決定する必要があります。

### 3. 調査、検討内容の活用及び今後の取組について

本ワーキンググループにおける調査、検討内容を踏まえ、関係部局との協議及び連携の上、更なる財源確保に向けた取組を進めてまいります。